

新潟県基幹病院事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第19号

新潟県基幹病院事業財務規則の一部を改正する規則

新潟県基幹病院事業財務規則（平成21年新潟県規則第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 配当 支出予算の執行事務を担当すべき範囲を配分するために知事が発する命令で、<u>地域医療政策課長</u>が処理する本配当及び<u>課長</u>が処理する再配当をいう。</p> <p>(7)～(12) (略)</p> <p>(予算の執行等に関する権限)</p> <p>第6条 知事は、知事が別に定める事項を除き、予算の執行等に関する権限を、別表第1に掲げる区分に従い、それぞれ<u>副知事</u>、<u>部局長</u>、<u>課長</u>又は<u>課長補佐</u>に専決させる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(配当)</p> <p>第7条 <u>地域医療政策課長</u>は、予算の範囲内で<u>課長</u>に対し、予算を本配当するものとする。</p> <p>2 <u>課長</u>は、前項の本配当を受けようとするときは、予算本配当要求書を作成し、<u>地域医療政策課長</u>に提出しなければならない。</p> <p>(執行委任)</p> <p>第8条 <u>課長</u>は、前条第1項の規定により本配当を受けた予算について、その性質により当該<u>課</u>で執行し難いと認めるときは、他の<u>課長</u>と協議して当該<u>課長</u>に執行を委任することができる。</p> <p>2 前項の場合において、執行を委任した<u>課長</u>は、執行の委任を受けた<u>課長</u>に対し、本配当を受けた額の範囲内で予算を再配当しなければならない。</p> <p>(予算の流用)</p> <p>第11条 <u>課長</u>は、予算の流用をしようとするときは、予算流用調書によりこれを決定しなければならない。</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 配当 支出予算の執行事務を担当すべき範囲を配分するために知事が発する命令で、<u>福祉保健部長</u>が処理する本配当及び<u>部局長</u>が処理する再配当をいう。</p> <p>(7)～(12) (略)</p> <p>(予算の執行等に関する権限)</p> <p>第6条 知事は、知事が別に定める事項を除き、予算の執行等に関する権限を、別表第1に掲げる区分に従い、それぞれ<u>部局長</u>、<u>課長</u>又は<u>課長補佐</u>に専決させる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(配当)</p> <p>第7条 <u>福祉保健部長</u>は、予算の範囲内で<u>部局長</u>に対し、<u>当該部局の各課別に</u>、予算を本配当するものとする。</p> <p>2 <u>部局長</u>は、前項の本配当を受けようとするときは、<u>各課別に</u>予算本配当要求書を作成し、<u>福祉保健部長</u>に提出しなければならない。</p> <p>(執行委任)</p> <p>第8条 <u>部局長</u>は、前条第1項の規定により本配当を受けた予算について、その性質により当該<u>部局</u>で執行し難いと認めるときは、他の<u>部局長</u>と協議して当該<u>他の部局長</u>に執行を委任することができる。</p> <p>2 前項の場合において、執行を委任した<u>部局長</u>は、執行の委任を受けた<u>部局長</u>に対し、本配当を受けた額の範囲内で予算を再配当しなければならない。</p> <p>(予算の流用)</p> <p>第11条 <u>部局長</u>は、予算の流用をしようとするときは、予算流用調書によりこれを決定しなければならない。</p>

別表第1 (第6条関係)

(1) 収入原因行為専決区分

専決区分		副知事	部局長	課長
費目				
(収益的収入)	(略)			(略)
特別利益	固定資産売却益	(略)	<u>500万円以上</u> 1,000万円未満	<u>500万円未満</u>
(資本的収入)	(略)	(略)	(略)	(略)
固定資産売却代	(略)	(略)	<u>500万円以上</u> 1,000万円未満	<u>500万円未満</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(2) 支出負担行為専決区分

専決区分		部局長	課長	課長補佐
費目				
(収益的支出)	(略)		(略)	(略)
経費	報償費			○
	消耗品費		<u>100万円超</u> 100万円以下	(略)
	消耗備品費		<u>100万円超</u> 100万円以下	(略)
	光熱水費		<u>100万円超</u> 100万円以下	(略)
	燃料費		<u>100万円超</u> 100万円以下	(略)
	修繕費		<u>100万円超</u> 100万円以下	(略)
	保険料		<u>100万円超</u> 100万円以下	(略)
	通信運搬費		<u>100万円超</u> 100万円以下	(略)
	賃借料		<u>80万円超</u> 以下	(略)
	委託料	(略)	<u>100万円</u>	<u>100万円</u>

別表第1 (第6条関係)

(1) 収入原因行為専決区分

専決区分		副知事	部局長	課長
費目				
(収益的収入)	(略)			(略)
特別利益	固定資産売却益	(略)	1,000万円未満	(略)
(資本的収入)	(略)	(略)	(略)	(略)
固定資産売却代	(略)	(略)	1,000万円未満	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(2) 支出負担行為専決区分

専決区分		部局長	課長	課長補佐
費目				
(収益的支出)	(略)		(略)	(略)
経費	報償費		<u>50万円以上</u>	<u>50万円未満</u>
	消耗品費		<u>50万円以上</u>	<u>50万円未満</u>
	消耗備品費		<u>50万円以上</u>	<u>50万円未満</u>
	光熱水費		<u>50万円以上</u>	<u>50万円未満</u>
	燃料費		<u>50万円以上</u>	<u>50万円未満</u>
	修繕費		(略)	(略)
	保険料		<u>50万円以上</u>	<u>50万円未満</u>
	通信運搬費		<u>50万円以上</u>	<u>50万円未満</u>
	賃借料		<u>50万円以上</u>	<u>50万円未満</u>
	委託料	(略)	1,000	(略)

			円 超 1,000 万円未 満	円以下				万円未 満	
	交付金	(略)	<u>100万</u> 円 超	<u>100万</u> 円以下		交付金	(略)	1,000 万円未 満	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(資本的 支出)	(略)	(略)	(略)	(略)	(資本的 支出)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	建物費	(略)	<u>250万</u> 円超 3 億円未 満	<u>250万</u> 円以下	(略)	建物費	(略)	(略) 3億円 未満	
器械備品 費		(略)	<u>160万</u> 円 超	<u>160万</u> 円以下	器械備品 費		(略)	500万 円未満	
その他建 設改良費		(略)	<u>250万</u> 円超 3 億円未 満	<u>250万</u> 円以下	その他建 設改良費		(略)	3億円 未満	
建設諸経 費	委託料	(略)	<u>100万</u> 円 超	<u>100万</u> 円以下	建設諸経 費	委託料	(略)	1,000 万円未 満	
	建設工 事に関 する委 託料	(略)	<u>100万</u> 円 超	<u>100万</u> 円以下		建設工 事に関 する委 託料	(略)	2,000 万円未 満	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(3) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
注 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	注 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の前になされた支出負担行為に係る支出命令並びにこれに併せて行う調定及び事業外現金等の受払通知をする権限については、なお従前の例による。